



貯水槽水道の 法定検査のご案内

貯水槽管理者には年一回の検査が義務付けられています

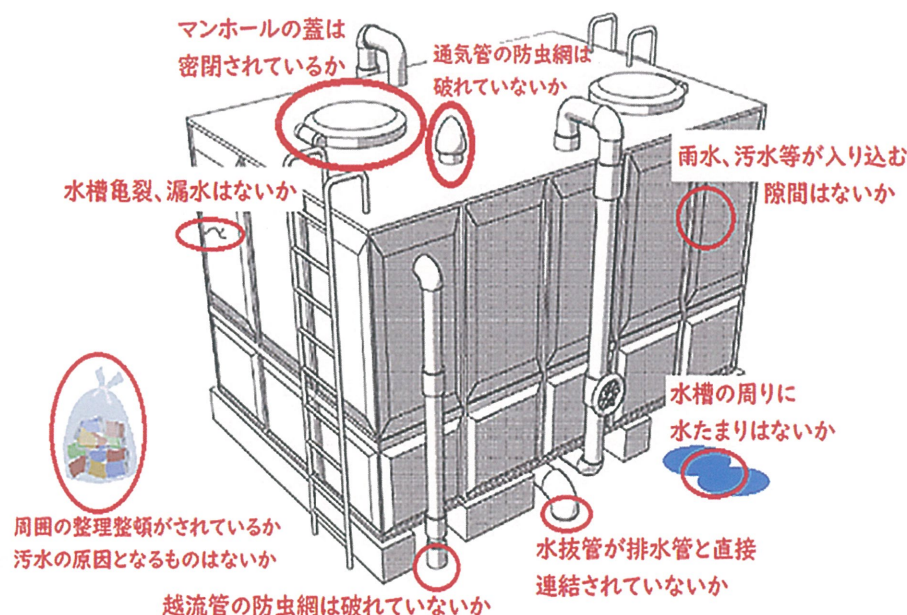
簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の設置者は

1年以内ごとに1回、登録又は指定検査機関の検査を受けることが法令及び条例で義務付けられています

簡易専用水道(水道法) 受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるもの

小規模貯水槽水道(県市条例等) 受水槽の有効容量が $8\text{m}^3\sim 10\text{m}^3$ 以下のもの

法定検査の内容



異常な貯水槽の例



受水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態

受水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態

受水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態

給水栓における臭気、味、色、濁り及び残留塩素等水質の検査

受水槽及び高置水槽周囲の状態

給水管等の状態

関係書類の確認

一般社団法人 神奈川県保健協会

本 部
西湘支所
東京支所

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 224-1 山下町Kビル3F
〒259-0131 神奈川県中郡二宮町中里 731-1
〒186-0003 東京都国立市富士見台 3-33-1 305

☎045-661-0975
☎0463-73-0511
☎042-505-9383



検査のご依頼

お気軽にお申し付けください

西湘支所 FAX 0463-72-0999

以下をご記入いただき FAX でお送りください

ご記入日 年 月 日

施設名

施設ご住所

ご連絡先電話番号

担当者様お名前

検査ご希望日（土日祝日は対応していません）

貯水槽の有効容量

その他・特筆事項

お電話でのご依頼（平日 9:30～17:30）

本部 045-661-0975 / 西湘支所 0463-73-0511 / 東京支社 042-505-9383

HP からのご依頼

<http://www.hokenkyokai.or.jp/>

